

No.	質問	回答
1	現在の契約先および契約内容を確認したい。	契約先は北海道電力株式会社です。 また、今年度と来年度の契約電力は同じです。 契約条項第12条を参照してください。
2	次の場合に、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は変更後の約款によることを協議いただけるか。 ・消費税および地方消費税の税率の変更等やむをえない要因が生じた場合 ・託送供給等約款およびその他の供給条件等の変更または法令の制定もしくは改廃により、約款を変更する必要があるが生じた場合 ・その他、約款を変更すべき合理的な事由が生じた場合	
3	入札書は、複数枚用意する予定がないことから、再入札となった場合は口頭での入札辞退は可能か。または、辞退届が必要となるか。	口頭での入札辞退が可能です。
4-1	仕様書2(9)その他に記載の「北海道管内の一般送配電事業者」は「旧一般電気事業者」と読み替えることでよろしいか	仕様書2(9)その他に記載以外の供給条件につきましては、発注者受注者双方協議のうえ定めることとします。
4-2	燃料調整費が各社の独自燃調を指している場合、燃調費を加味しない入札金額で落札者を判断することで、電気料金を正しく比較できない可能性があるとして弊社では考えており、以下の項目について確認したい。 (1)燃調制度は各社独自のものを採用となるか (2)独自燃調を採用する場合、入札書に燃調費を加味した金額を記載となるか (3)落札者は、各社の燃調費を入札実施者側で加味したうえで金額比較し、その中で最安値の事業者に決定されるか (4)どのような条件で燃調費を計算するのか、公告では指定いただけるか	仕様書2(9)アに記載のとおり、燃料費調整額は加味せずに入札金額を入れていただくこととなります。
5	当社(旧一般電気事業者)が採用する燃料費等調整制度は、契約書第11条2項(3)に記載の「燃料費調整」、「市場価格調整」および「離島ユニバーサルサービス調整」で構成されているが、各月における燃料費等調整額(単価)の算定方法詳細については、当社(旧一般電気事業者)の電力契約標準約款(特別高圧)別表2および料金表(特別高圧)4に準ずることによろしいか。 また、準ずる場合、契約書に付随する「燃料費調整」資料の内容について、約款に基づく内容に変更いただくことでよろしいか。 ※「燃料費調整」資料が当社の旧約款の内容となっており、LNG価格追加後の「γ」項が記載されていないもの。その他、市場価格調整や離島ユニバーサルサービス調整も反映されていない状態になっている。	ご指摘のとおりです。失礼しました。単価一覧の資料について訂正し再掲載しました。(令和7年1月17 日付)
6	弊社は「延滞利息制度」を導入しており、支払期日(支払義務発生日の翌日から起算して30日目)経過後に電気料金が支払われる場合には、その経過日数に応じて年10%の割合(1日あたり約0.03%)で算定した延滞利息をお支払いしていただく制度に応じて頂けるか。 なお、延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合(閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。)を乗じて算定してえた金額となります。	契約条項第11条を参照してください。契約条項の変更はできません。
7	力率割引割増の取扱いについて、力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しとなることを認めて頂けるか。	単価一覧 I 常用電力(常用線)口を参照してください。
8	使用量を含むご請求情報は、一般送配電事業者から原則として検針日から起算して5営業日までに小売電気事業者(弊社)へ提供される検針結果(確定使用量データ等)にもとづき料金の算定を行なうため、原則として検針日から起算して6営業日までにWeb上でのお知らせとなることを認めていただけるか。	問題ありません。
9	使用量や電気料金等に関するご請求情報および契約更新等のご案内は、Webサイト「ほくでんエネモール」にてお知らせとなることを認めて頂けるか。	問題ありません。
10	使用量や電気料金等は、インターネットによる閲覧およびダウンロードが可能なWebサイト「ほくでんエネモール」へご登録しご確認いただけるか。	問題ありません。
11	請求書や振込用紙などの書面発行(郵送)を継続する予定ですが、請求書や振込用紙の書面を発行するサービスは、将来的に手数料等をご負担いただく取扱いに変更となることを認めていただけるか。	問題ありません。
12	契約の開始以降1年に満たないで電気の使用を廃止または契約電力を減少しようとする場合には、弊社は需給契約の消滅または変更の日に、料金(1年未満の使用部分に対し臨時電力(常時契約の1.2倍))を適用し、既に申し受けた料金との差額)および工事費等の精算していただくことを認めていただけるか。	問題ありません。